

医療機関経営者向け 講演会のご案内



「任せることの勇氣と
任せっぱなしにならない責任とその仕組み」

徳永 英吉 上尾中央総合病院 院長

眼の水晶体の等価線量限度の見直しによって、医療法施行規則と電離放射線障害防止規則が相次いで改正された。医療分野の放射線業務従事者の放射線管理を確実にを行うため、労働安全衛生マネジメントシステムの仕組みを活用することが推奨され、その導入支援が行われているところ。

多くの医療経営者は、この労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）という名称に戸惑っていると思われるが、実は労働安全衛生法には既にこの仕組みが取り入れられている。

診療放射線の部門のみならず、品質改善や労働安全に積極的に取り組んでおられる上尾中央総合病院の徳永院長に、事業場経営者としての取組や皆さんの指南になるような話を引き出したい（聞き手談）。

※ 聞き手 富田 博信（日本診療放射線技師会 副会長、帝京大学 診療放射線学科 教授）

いまこそ職員の放射線防護の見直しを！

2023年9月12日（火）13:00～16:30

ZOOM Webinarによるオンライン開催 参加無料、事前申込制

※ 都合により、演者、内容等について予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください。

「日本放射線看護学会からのエール」

草間 朋子 日本放射線看護学会 前理事長 東京医療保健大学 名誉教授



平成30年 放射線審議会は、眼の水晶体に受ける等価線量に係る限度等に関する意見具申とあわせて、放射線を扱う全ての事業者による水晶体被ばく低減や最適化の取り組みが円滑に進むように、「関連学会によってガイドラインが策定されることを期待する。」とした。また検討の際に、関係機関にヒアリングが行ったところ、そもそも放射線作業従事者の管理が原子力等の分野に比べ、医療分野では十分ではないことが判明した。

これを受け、日本診療放射線技師会や多くの学協会が協力し「医療スタッフの放射線安全にかかるガイドラインや看護職のための眼の水晶体の放射線防護ガイドライン（日本放射線看護学会）等が発行された。

厚生労働省では、電離放射線障害防止規則の改正（令和3年施行）を行う際に、医療分野での放射線作業従事者の管理について、労働安全衛生マネジメントシステムの仕組みを活用し充実させることを推奨した。

このような取組を着実にを行うためには、経営層の職員に対する労働安全をどのように考えるのかということと、医療現場における放射線のスペシャリストである診療放射線技師の方々のご尽力が期待される。

※ 座長 盛武 敬（量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 放射線規制科学研究部長）

問合せ先

公益財団法人原子力安全技術センター 業務部 MS事業係

電話 (03)3830-0720 (MS事業係直通)

(受付時間 10:00～12:00・13:00～18:00 (土・日・祝日除く))

メール ms-info@rad-ms.mhlw.go.jp

Web <https://www.rad-ms.mhlw.go.jp/>

Twitter MS導入支援事務局 @rad_ms2022

お申込はこちらから⇒

